

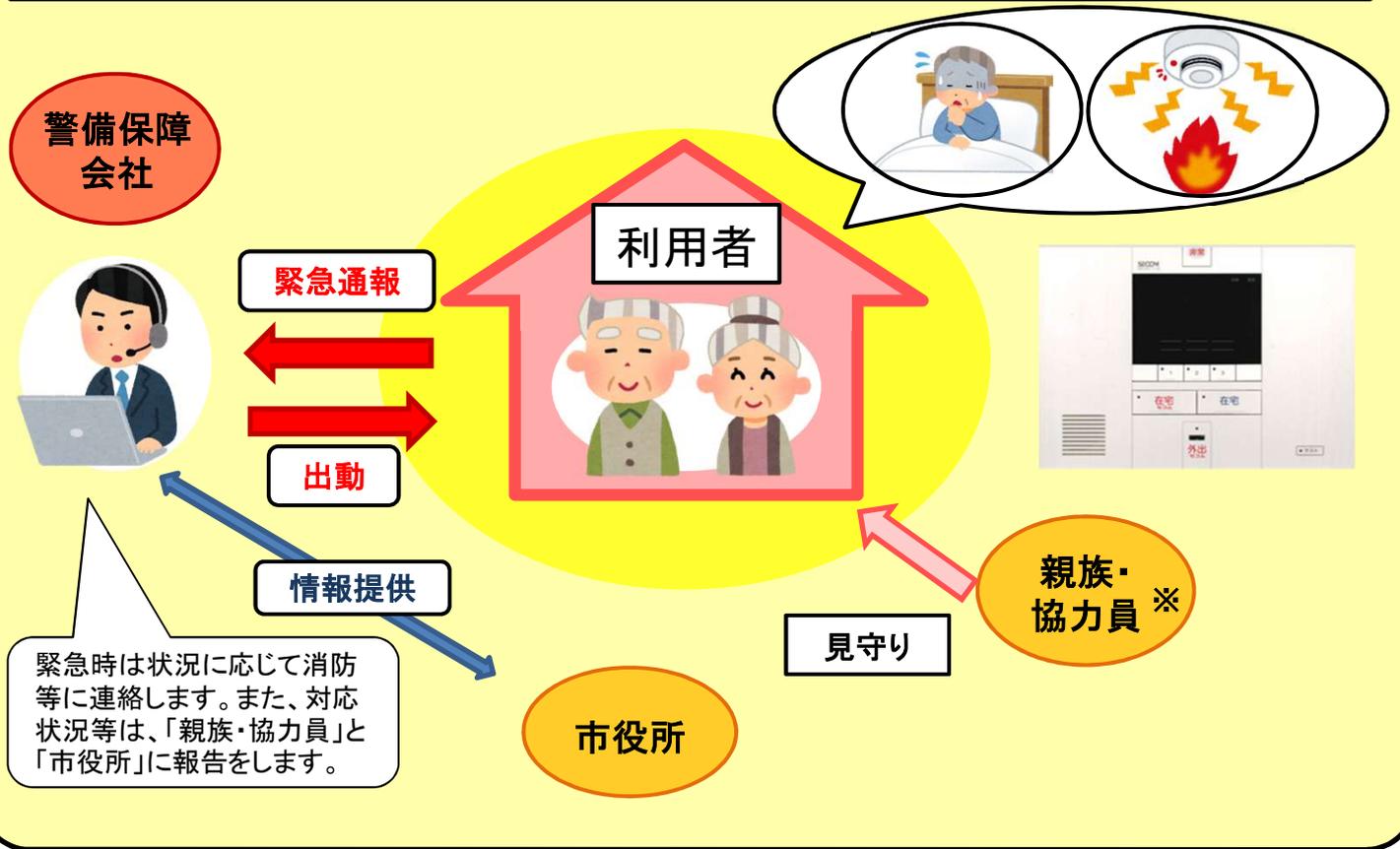


● **緊急通報体制等整備事業** ご利用の手引き

● **主なサービス内容**

**緊急通報体制等整備**

- **緊急通報サービス** ……非常時に緊急ボタンを押すと、警備保障会社の緊急要員が駆けつけます
- **火災監視サービス** ……火災時に煙を感知すると、警備保障会社に自動通報されます



緊急時は状況に応じて消防等に連絡します。また、対応状況等は、「親族・協力員」と「市役所」に報告をします。

※『協力員』……近隣（概ね半径5km圏内）に住む、利用者の見守りに協力できる方（2親等以内の親族以外）  
 ※緊急通報機器については、別途通信料が発生することがあります

○ **利用対象世帯**

- ◆ おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯 等

○ **申請方法について**

- ◆ 窓口は、市役所『高齢者包括支援センター』または『各支所市民サービス課』です。
- ◆ 申請に必要な書類は、以下の3種類です。
  - ① 申請書
  - ② 利用者台帳
  - ③ 協力員承諾書（協力員の押印が必要です）

○ **利用者負担金（月額）**

非課税世帯	無料
均等割課税世帯	200円
所得割世帯	400円

○ **問い合わせ先**  
 大仙市高齢者包括支援センター  
 または 各支所市民サービス課